

令和元年5月21日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17025

研究課題名(和文)日本民法典編纂過程における参照法令の関係分析

研究課題名(英文) Analysis of the relationship between Japanese Civil Code and foreign law in drafting process

研究代表者

佐野 智也 (SANO, Tomoya)

名古屋大学・法学研究科・特任講師

研究者番号：30419428

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民法典編纂の基礎となった様々な情報を網羅的に特定し、情報相互の関係性と内容を分析し、立法沿革を多角的に明らかにすることを目的としている。民法の参照立法例の特徴を示すために、商法との比較をおこなった。これにより、民法は、商法に比べればドイツの参照割合がかなり低いことや、民法・商法ともに共通して参照回数が多い国などが明らかになった。さらに、原案と参照立法例との関係を明らかにするため、類似度による検討をおこなった。また、本研究の調査で明らかになった立法関係資料は、閲覧の仕組みを構築し、Web上で公開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来から、日本民法典の規定の由来や外国法の影響については、多くの研究が存在しているが、参照立法例と明治民法の関係については、ほとんどわかっていなかった。商法の参照立法例と比較することで、明治民法の参照立法例の特色を明らかにした。また、明治民法と参照立法例の内容がどの程度共通しているかを検討するため、類似度による定量的な検討を試みた。この2種類の検討は、これまでなされていなかった、全く新しいアプローチである。

また、明治民法の起草過程における多種多様な資料を確認できるデータベースを構築した。従来は、専門家が多く時間をかけて行わなければならなかった調査を、多くの人が容易にできるようになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is clarifying the legislative history by identifying the various information of the basis of the Civil Code compilation and analyzing the relationships between them.

This research compared with the Civil Code and the Commercial Code to clarify the features of legislative reference of the Civil Code. As a result, it became clear that in the Civil Code, the percentage of references in Germany is considerably lower than in the Commercial Code, and also became clear that there are some countries the percentage of references is high in common in both the Civil Code and the Commercial Code. In addition, this research analyzed the degree of similarity between the draft of the Civil Code and the legislative reference.

The legislative material that became clear in this research is digitalized and published on the Web.

研究分野：民法、法律情報処理

キーワード：民法の立法沿革 19世紀ヨーロッパ法 外国法の翻訳 データベース 近代法制史

1. 研究開始当初の背景

日本民法典は、かつては、ドイツ民法を参照して作られたとされてきたが、現在は、比較法の産物であることが明らかになっている。立法沿革研究としても、ドイツ法、フランス法を中心に、イギリス法、イタリア法なども参照されている。個々の規定の研究は積み重ねられているが、日本民法典が全体としてどのように外国法に影響を受けたのかについては、抽象的に「比較法の産物」と表現される以上の実態は、ほとんど未解明であった。

筆者は、研究活動スタート支援(H26～27)の助成を受け、34ヶ所の国と地域の124種類の外国法令が実際に参照されていることを明らかにした。また、国・地域に関する全体の参照傾向の分析をおこなった。その一例を示すと、1197ヶ条の草案のうち、参照が多い上位5カ国は、ドイツ790回、フランス714回、イタリア695回、スペイン649回、ベルギー638回であることがわかった。また、起草担当者別の参照割合はかなりのバラつきがあり、また民法の編別によっても参照傾向に違いがあることがわかった(拙稿「民法起草時における参照外国法分析基盤の構築」名古屋大学法政論集263号(2015.9)37～79頁)。

しかし、この成果には、旧民法の影響や国内法および旧慣の影響が含まれていない。旧民法の参照回数は923回であり、外国法よりも参照が圧倒的に多いことがわかる。また、国内法および旧慣として、1031種類もの参照表記が原案に登場することがわかっている。旧慣の参照ために、養老律令や『続日本紀』までが参照情報として挙がっているが、このことはほとんど知られていない。

2. 研究の目的

本研究は、民法典編纂の基礎となった様々な情報を網羅的に特定し、情報相互の関係性と内容を分析し、立法沿革を多角的に明らかにすることを目的としている。明治民法と参照立法例の関係を明らかにするには、大きな労力が必要である。限られたいくつかの条文について検討することは可能であるが、明治民法を構成する全1146箇条について、横断的・網羅的に手作業で検討することは、非常に困難である。そのため、参照立法例すべてを検討し、外国法の影響を全体として俯瞰することは、従来の研究方法では難しい。そこで本研究は、コンピュータ処理による定量的な分析を試みる。

作成したテキストデータや研究過程で得られた資料は、Web上で一般公開し誰でも自由に利用することができるようにする。これにより、検証結果の再現性を確保すると共に、研究者が広く利用できるようにし、さらなる法学的研究の資源・基礎資料とする。

3. 研究の方法

本研究は、多種多様な情報相互の関係性と内容を分析するために、これまでの研究で構築してきた明治民法情報基盤を中心とするデータベースを活用する。データの基礎となる資料の収集は、これまでの収集作業を通じて培ってきた経験とノウハウを基に、効率的に進める。

- (1) 既に調査済みの外国法に加えて、国内法・旧慣に関する資料についても、資料の確認と収集をおこなう。法律レベルについては、国立国会図書館の日本法令索引やデジタルコレクションを利用して収集する。行政文書の一部については、起草委員等の私文書内に存在しているため、これらの調査もおこなう。収集した資料を基にテキストデータを作成する。内容をテキストデータにすることで、厳密な資料検証が可能となる。
- (2) 既におこなった調査により、和訳資料の所在については既に特定済みである。これに基づいて、和訳資料のテキストデータを作成する。また、外国語のテキストデータはほぼそろっているため、この欧文テキストデータと新たに作成する和訳テキストデータを対訳コーパスとして整備する。
- (3) 整備した情報を基に定量的な分析をおこなう。参照回数や参照傾向の分析を発展させることにより、明治民法の参照立法例の特徴を明らかにする。また、整備したテキストデータを利用し、文書間類似度を測定するなどの手法により、明治民法と参照立法例の関係を明らかにする。
- (4) 作成したテキストデータや研究過程で得られた資料は、Web上で一般公開し誰でも自由に利用することができるようにする。

4. 研究成果

参照立法例として示されている日本国内の法令、伺・指令といった行政文書、養老律令や『続日本紀』といった旧慣を整理した。その結果、法律レベルの参照として、明治19年公文式以前の布告32本、法律14本、勅令5本、法律案1本を参照していることがわかった。判例は、56種類を参照しており、大審院判決だけではなく、横浜始審裁判所判決や東京控訴院判決も参照している。達・省令・訓令は23本を参照している。それ以下の行政文書は、887種類の表記で参照している。多いものから順に見ると、内務省指令が357種類、司法省指令が349種類、太政官指令が75種類となっている。これらの多くは、国立国会図書館が運営する「日本法令索引明治前記編」でも見つけることができず、内容を確認することが困難であることがわかった。私文書である梅謙次郎文書を調査したが、ここでも、ごく一部のものしかないとわかった。

明治商法との比較を通じて、明治民法の参照立法例の特徴を明らかにした。例えば、民法の

全条文中の約 66% でドイツを参照しているが、これは多いと判断できるのだろうか。民法の参照立法例の特徴を示すためには、民法内部の観察だけでは不十分である。そこで、商法との比較を通じて、民法の参照の特徴を明らかにすることを試みた。例えばドイツの参照についてみると、商法は全条文中の約 83% で参照しており、民法は、商法に比べればドイツの参照割合がかなり低いことがわかった。参照の種類数を比較すると、民法では、州法などの細かい単位での法令をも参照しているが、一回的に使われている場合が多いという特徴があることがわかった。また、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー、オランダは、民法・商法ともに共通して参照回数が多く、当時の主要な参照対象であったと考えることができる。また、当時の法典の整備状況を考慮すると、スイス、オーストリア、ポルトガルもこれに続くものと考えられる。他方、編ごとの参照傾向のばらつき方を計量的に分析すると、ばらつき方に影響を与えているのは、特定の編のみで参照されているような国々であると推測できる。これらの国・地域が、民法や商法や各編を特徴づけている可能性があり、これまであまり比較法の対象とされてこなかったこれらの国々の研究を進めていくことの重要性が明らかになった。

明治民法の起草資料には、条文ごとに「参照」として旧民法や多くの外国の立法例が列挙されている。しかし、列挙されている参照立法例と明治民法の関係については、ほとんどわかっていない。もし、参照立法例の中に規定の由来となるような影響力の強い規定があるとするならば、その規定は、明治民法と内容がほぼ同様であるか、少なくとも同内容を多く含んでいると考えられる。このような推測に基づいて、類似度という指標を用いた分析を試みた。まずは、実験的に、参照立法例の一つであるフランス民法を取り上げ、明治民法との間の類似度を計算し、その結果を考察した。類似度には、いくつかの計算手法があるが、Jaccard 係数の有効性が比較的高いことがわかった。

さらに、明治民法の研究基盤整備も進めた。民法の立法資料は、復刻等により利用環境が良好ではあるが、膨大かつ資料相互の関係が複雑でわかりにくいいため、研究の際にすべての資料を的確に把握しながら活用することは困難であった。そこで、複雑な資料相互の関係を把握しながら、資料にワンストップでアクセスすることができるように、各資料を電子データ上で整備し、明治民法情報基盤として提供している。この明治民法情報基盤では、起草の各段階での条文の変化を時系列に見ていくことができるツールとして、「Article History」を提供している。Article History を使うことで、立法過程に必要な資料を簡単に参照し、変遷過程を把握できる。最終年度は、Article History を改良し、起草段階ごとの対照表と各種テキストデータを投入することで、自動的にデータベースを生成できるように改良をおこなった。また、すべての条文を一つ一つ区別する仕組みを導入した。この仕組みと XML 形式のデータを組み合わせることで、条文と関連情報を自動的に紐づけて、表示できるようにした（下図）。

The screenshot displays a legal database interface with two main panels. The left panel, titled '法典調査会原案' (Original Draft of the Code Commission), shows '719条(甲47)' (Article 719, Paragraph 47) with its Japanese text: '故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス'. Below this, there are links for '関連資料・議事録' (Related Documents/Minutes) and 'テキスト表示' (Text Display), with a red arrow pointing from the latter to the right panel. A '参照' (References) section lists various foreign laws, including '旧民法 財産編: 370条1項' (Old Civil Code, Property Book: 370 Article 1 Paragraph 1), 'フランス 民法: 1382条, 1383条' (France Civil Code: 1382 Article, 1383 Article), and others. The right panel, titled '法典調査会第119回: 40巻144丁表' (Code Commission 119th Session: Volume 40, Page 144, Front), shows the '原文' (Original Text) for '穂積陳重君' (Hosokawa Chikamasa), which is the French Civil Code article 1382. Below this, it shows the '旧民法 財産編: 370条1項' (Old Civil Code, Property Book: 370 Article 1 Paragraph 1) in Japanese, followed by 'フランス 民法: 1382条, 1383条' (France Civil Code: 1382 Article, 1383 Article) with buttons for '原文' (Original Text), '纂作訳(初訳本)' (Compiled Translation (First Edition)), '纂作訳(増訂本)' (Compiled Translation (Revised Edition)), and '加太訳' (Kata Translation). At the bottom, it shows 'オーストリア 民法: 1293~1295条' (Austria Civil Code: 1293-1295 Articles) with the original German text.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

佐野智也、外国法の参照に関する明治民法と明治商法の比較、名古屋大学法政論集、274号、2017、53-78、査読無、DOI : 10.18999/nujlp.274.3

〔学会発表〕(計 4 件)

小山凱丈、佐野智也、竹中要一、明治民法制定時における日仏民法条文の参照関係再推定、言語処理学会第 25 回年次大会、2019

佐野智也、増田智子、データサイエンス時代の歴史情報基盤の構築、デジタルアーカイブ学会第 3 回研究大会、2019

佐野智也、条文の変遷を追跡できる情報基盤の構築 - 民法（債権関係）改正への対応に向けて -、情報ネットワーク法学会第 18 回研究大会、2018

佐野智也、テキストデータと法制史 SHIP プロジェクトの意義、情報ネットワーク法学会第 16 回研究大会、2016

〔図書〕(計 1 件)

佐野智也、信山社、立法沿革研究の新段階 -明治民法情報基盤の構築-、2016、232

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<https://law-platform.jp/>

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/meiji/civil/>

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。